

## 倉敷市市民企画提案事業について

答 申

平成29年3月22日

倉敷市市民企画提案事業審議会

# 目 次

																			真
審査結果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
個別講評	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
審議会委員名	簿			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8

## (資料)

諮問書,倉敷市市民企画提案事業実施要綱

日に日に暖かさを増し、桜の開花を心待ちに春の訪れを待つ頃、倉敷市政に大いなる期待と希望を抱いて、住みやすい最高の街、倉敷の実現を夢見ています。倉敷市市民企画提案事業は、市民活動団体の公益的な活動を支援することにより、市民活動の更なる発展と活性化を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的にしています。今回も多くの応募があり、それぞれの分野で活動する団体に、衷心より敬意を表すところです。

今が混沌とした時代だからこそ,様々な問題に対し,行政主導ではなく,市民目線から解決の糸口を探そうと日々取り組んでいる団体に対し,その取り組みを成功に導くために,平成 17 年度から開始した本事業も,定期的に見直しを図りながら現在に至っています。

本審議会は,2月11日と12日の2日間にわたり,各団体のプレゼンテーション,質疑応答を経て,厳正かつ公正に審査を行いました。どの団体の提案も支援したいと思えるほど素晴らしい内容でしたが,団体の経験,歴史,予算,広がり等を考慮して本答申をまとめました。審査した事業は,子どもの健全育成とそれに伴うサポート支援,安心安全の充実,健康促進,地域活性化,社会環境改善など,どれも市民サービスの向上に寄与するものばかりでした。これを契機に益々活動を充実発展させ,活躍されることを期待しています。

最後に,倉敷市市民企画提案事業に格別のご理解とご協力を賜り,公開プレゼンテーションの実施に当たり,真摯に対応していただいたすべての関係各位に心より御礼申し上げます。

平成 29 年 3 月 22 日

倉敷市市民企画提案事業審議会 会 長 猪 木 直 樹

#### 審査結果

2月11日及び12日に開催した公開プレゼンテーションで,申込団体や市担当課が事業内容の 説明を行い,その説明や質疑応答を通して,審議会が事業の実現可能性や団体の熱意など,次に 掲げる審査基準にもとづいて審査を行った。

## 【審査基準】

区分	審査基準	審査の視点	点					
団体	組織体制	知識,専門性,経験など他にない強みがあるか						
		事業実施,事務処理,広報など会員間で役割を分担しているか						
		自主財源(事業収益,寄付,会費)を確保する取り組みはあるか						
		打ち合わせや活動を定期的に行っているか(開催頻度,参加会員数)						
	意欲	【新規のみ】課題解決に取り組む姿勢と熱意に共感できるか						
		【2年目以降】ブログ「まちづくりびと@倉敷」への投稿回数						
		【2年目以降】PRイベント「まちづくりびと展」への取り組み状況	_					
	活動	団体の信頼性を高めるため,運営や活動の情報公開をしているか						
		中・長期的な活動計画があるか						
	課題設定	解決しなければならないという点に共感できるか						
		設定した課題は社会的背景に合致しているか						
_ hh		市民ニーズは事実にもとづいて分析されているか	20					
目的	公益性	利益を受ける範囲が限定的ではなく,不特定多数の市民に開かれているか	20					
		行政が補助してよい内容であるか						
		事業の実施により市民サービスの向上が期待できるか						
	有効性	課題解決に向け,的を射る有効な事業計画であるか						
		住み良いまちの実現に繋がる内容であるか						
		事業の発展や地域社会への波及効果が期待できるか						
	妥当性	趣味的なものではなく,一般市民の理解が得られる内容であるか						
計画		事業計画は団体の設置目的に沿っているか	20					
		活動の実施回数は十分確保されているか						
	協働性	┃ ┃団体と市の役割分担が明確かつ妥当であるか						
	【協働事業	   団体が単独で実施するよりも,明らかに高い効果が見込めるか						
	部門のみ】	   事業計画に団体と市,双方の意見を反映しているか						
	創意工夫	   活動を広く知ってもらう工夫がみられるか						
実現		実施時期や開催場所の選定に , 事業の効果を高める工夫がみられるか						
		新しい視点からのアイデアや独自性が盛り込まれているか	20					
	実施体制	地域,団体,企業など,他の組織と実施に必要な連携が図られているか						
		事業遂行に必要な専門知識や技術を持ったスタッフを確保しているか						
		当来を行に多数な時間が開いています。   過大な支出を抑えた,費用対効果の高い予算設定であるか	20					
予算	予算設定	過入な文山を抑えた,真用対効未の高い「戸泉設定である」。     予算額の積算根拠が明確であるか						
J′ <del>昇</del>	丁异战正   	プラ語の恒昇低極が明確とめるが     参加費を集めるなど,相応の受益者負担を求めているか	20					
		沙川貝で未りるなし,竹川の又画日貝だで不めているか。						

## 【審査結果】

次の表は事業を得点の高い順に並べたものである。各委員の持ち点を 100 点とし,全委員の平均点をその事業の得点とした。得点が 50 点以上の事業を採択できるものとしているが,今回はすべての事業で 50 点以上となっている。

順	事業名	団体名
1	コミュニティ駄菓子屋事業	<b>倉敷東学区社会福祉協議会</b>
2	聴覚障害者のための和太鼓ワークショップ事 業	備中邦楽の里フェスタ実行委員会
3	障がい児の保護者の居場所カフェ事業(拡充)	NPO 法人ペアレント・サポートすてっぷ
4	若者地域参加活動創出事業~若者の中間的就 労支援は Mamma Cafe から~	「倉敷のかあさん」Mamma Cafe
5	おいしく・たのしく・簡単な「まんま教室」~ 赤ちゃんから大人まで~	子育てひろば はなっこ
6	「お困り高齢者お手伝い隊」設立・運営事業	粒江地区社会福祉協議会
7	玉島陶・服部地区への移住定住促進事業	玉島陶・服部地域まちづくり協議会
8	ツツジ山再生プロジェクト	ツツジ山再生プロジェクト
9	下津井の路地に暮らす	一般社団法人クリエイターズラウンジ
10	人と猫が共存できる地域の環境対策としての 「地域猫活動」	倉敷地域ねこ活動をすすめる会
11	さいころくらぶ	特定非営利活動法人くらしき教育発達研究 所さいころ
12	困らないコミュニケーション~人間関係講座	特定非営利活動法人 育々会
13	船穂町愛宕山地域の魅力の発信事業	船穂里山の会
14	ハ~トフルスポ~ツの集い	特定非営利活動法人スポーツライフ'91 天 城
15	あそびの広場事業(キッズいとでんわ)とまな びの広場事業(学習支援いとでんわ)	子ども家族生活サポートセンターいとでん わ
16	重度心身障害者へのレクレーション活動の提 供サービス	NPO 法人地域生活総合支援センターはあ とふるネットワーク

#### 個別講評

## コミュニティ駄菓子屋事業

[協働・行政提案コース]

団体として,すでに東町で実践を重ねており,他の地域に広がっていくことは有益である。

ただ,同じ小学校区内での実施のため,買いにくる子ども達を飽きさせない商品仕入れなど,東町との違いも作り,買い手,売り手,地域に魅力的な事業となるよう工夫もお願いしたい。また,今は子どもが中心で買いに来るとのことだが,親と一緒に来れば使えるお金が増えることも考えられ,自立のための収益を上げる工夫にも期待したい。高齢者,大学生,子育て世代まで幅広い対象者を巻き込んだ事業を行っている東町での取り組みを活かし,幸町に住む高齢者,子ども達など,駄菓子屋に地域の方が多く参加し,地域の繋がりを作る先進事例となることを期待する。

## 聴覚障害者のための和太鼓ワークショップ事業

[自主事業コース]

和楽器を使ったワークショップを実施する団体の強みを生かした事業である。障がいの程度によって活動の範囲に制限ができる可能性もあるため、参加者が意欲をもって取り組むことのできる内容となるよう、聴覚障がい者支援団体等の専門家としっかり連携して取り組んでいただきたい。動画サイトなどの利用も視野に入れ、各自練習ができる教材を配信するなどの工夫をしていただき、ワークショップに参加した聴覚障がい者だけでなく、より広い範囲の聴覚障がい者の地域社会への参加につながる取組みへと繋げていただきたい。

## 障がい児の保護者の居場所カフェ事業(拡充)

[自主事業コース]

障がい児の保護者を支援する事業について,これまでの活動実績から,今年度の事業に繋がっていることがわかる内容である。個別具体的な支援のための取組みとして,映画鑑賞会とグループディスカッションの主旨は共感できるが,講師は準公務員の立場であり,講師謝金の割合が高いと感じる。実施に向けては,予算内容について再度検討をいただきたい。団体外の専門家など協力体制を存分に活用しながら,うさぎカフェでの支援を先進モデルとして内外に発信し,障がい児の保護者の支え手が増えることを期待する。

## 若者地域参加活動創出事業~若者の中間的就労支援は Mamma Cafe から~

[協働・行政提案コース]

3年間の活動で,就労体験を終えた若者が社会参加への一歩を踏み出していることや,カフェの売り上げを年々増やしていることは,地道な努力の賜物である。ただ,計画を見ると,主目的である若者の中間的就労支援というよりも,カフェの継続や地域のにぎわい創出に置かれているように見え,事業の軸足が変わっていきているのではと感じる。さらに,目標が現状維持になっていることや,行政との協働事業になっても計画に目立った変化がみられないことは残念である。担当課と団体は,十分に対話を重ねることで相乗効果を生み出し,それぞれの持ち味を活かした,若者の中間的就労支援の体制づくりに取り組まれることを期待する。

### おいしく・たのしく・簡単な「まんま教室」~赤ちゃんから大人まで~

[協働・行政提案コース]

団体の持つ特性を活かした食育の分野での取り組みであること,中学生や大学生を巻き込んでいく内容となっており,世代を越えた食育が広がる可能性を評価する。教室は,託児付の体験型教室であるため,子育て中の母親が日頃のストレスを発散する場としても魅力がある。参加費については,団体と担当課とで再度協議いただき,事業の継続を前提とした金額を設定していただきたい。また,料理の経験が乏しかったり,レトルトの離乳食が多く普及していたりする現状を踏まえ,初心者でも取り入れやすい,離乳食の作り方やラミネートの見せ方を検討していただきたい。関係する様々な団体と連携し,赤ちゃんから大人まで,地域ぐるみで食育を推進するモデル事業となることを期待する。

### 「お困り高齢者手伝い隊」設立・運営事業

[協働・行政提案コース]

地域の課題を把握し,熱意をもって取り組もうとする団体のまとまりが感じられる。制度を作る上では,現存のシルバー人材センターとの違いを明確にし,地域の中での顔の見える関係だからこそできる運営を期待する。また,利用者となる独居老人・高齢夫婦世帯にも,支援者にも,わかりやすいルール,サービス内容になるよう検討,工夫をお願いしたい。高齢化がますます進むこれからの地域にとって必要な事業であることから,担当課,関係団体が密に連携して事業に取り組み,市内における支え合いの地域の先駆けとなる事例にしていただきたい。

## 玉島陶・服部地区への移住定住促進事業

[協働・行政提案コース]

地域コミュニティがひとつになり,協力して事業を進めており,熱意が感じられる事業である。 PR の部分への費用が多くを占めるが,陶・服部地区の交通の利便性や学校の立地など,就労に関する情報から,移住者のターゲット層を今一度検討いただき,移住希望者にとって,他の移住候補地との差別化が図れるようなパンフレットやホームページの作成,PR を期待したい。今後定住事業を進めていくに当たっては,相続にかかわる問題も予想されるため,専門家の意見も取り入れつつ,行政と協働で進めていく好事例にしていただきたい。

## <u>ツツジ山再生プロジェクト</u>

[自主事業コース]

ツツジの本数や賛同者を着実に増やしながら,地域に密着した活動を地道に続けている。特に広報に注力しており,報道機関を上手に活用していることを評価したい。ただ,一昨年と昨年にも指摘しているが,写真コンテストの講師料については,改めてご検討いただきたい。経費に見合う効果の問いにも,納得できる理由は示されていない。審査の投票は,地域住民や小学生などを巻き込んで行うことの方が,安価で,かつ地域の活性化という本来に目的に合致した効果が得られるのではないだろうか。また,ツツジ散策道の整備にあたっては,土地全体の使用許可と近隣住民の了解を得ることが,事業の成否を分ける大前提となるので,丁寧に取り組んでいただきたい。ツツジ散策道の整備が実現し,活動がさらなる展開を見せていくことを期待する。

### 下津井の路地に暮らす

[協働・行政提案コース]

下津井の路地の特色を生かした取組みを行っていること、定住にこだわらず、幅広く人の交流に関する取り組みをしている。また、住民説明会を実施するなど、住民の理解を得ていることも評価する。しかしながら、空き家の利用の仕方については、法律のチェックを受けたうえでの実施をお願いしたい。また、建築年数がかなり経過した空き家を利用することから、建築、耐震対策、消防法等の専門的知識を有する者からの確認を受け、安全に関する法令上の課題をクリアしたうえで実施していただきたい。担当課の持つ広報手段等を活用し、連携して取り組んでいただき、人や情報の交流が進み、下津井地区が活性化する事業になることを期待する。

### 人と猫が共存できる地域の環境対策としての「地域猫活動」

[自主事業コース]

野良猫に関する住民トラブルを解決するため,地域住民への啓発活動も視野に入れた具体的な事業計画である。会員が5名と少数であることから,他のグループとも連携をするなどして,協力者の確保に努めていただきたい。また,PR や資金確保の工夫も検討をお願いしたい。実施する地域については,事前に市場調査を行うなどして対象とする地区の分析をし,住民が自立して地域猫活動を続けられるよう,地域の実情に応じたサポートをしていただきたい。

## さいころくらぶ

[自主事業コース]

生活困窮家庭の子どもが,自力で家庭環境を改善するのは不可能に等しく,家庭と切り離された 居場所を運営する団体の活動に共感できる。ただ,生活困窮家庭の子どもを対象にしているにも関 わらず,利用者の経済状態を調査しないというのは,相応の理由があるとはいえ,妥当とは言い難 い。また,補助金終了後の事業の継続を視野に入れ,大きな割合を占める賃借料の圧縮に工夫をお 願いしたい。6人に1人と言われる相対的貧困の潜在的な対象者に対し,事業の利用人数は多いと 言えない。公的機関や他団体との連携をより一層深めることで,一人でも多くの対象者に手を差し 伸べていただくことを期待する。

#### 困らないコミュニケーション~人間関係講座

[自主事業コース]

事業を実施するなかで見えた課題を検証し、計画を大きく見直したことは評価できる。対象者を若者に限定せず、年代にあった講座を設定することで、参加しづらさの解消が期待できる。ただ、講演会や座談会は、具体的な内容が示されておらず、どんな人が参加するのか、どんな効果がありそうか、など想像することができなかった。また、引きこもりの本質を、発達障がいや精神的な未熟さとしているが、両者は全く別物であるため、それぞれに適した取り組みが必要なことに注意してほしい。ひきこもりの解消については、民間でも行政でも手探りの状態である。つながりのある福祉の専門家の協力や助言を得ながら、団体の特色を発揮して事業に取り組んでいただきたい。

### 船穂町愛宕山地域の魅力の発信事業

[協働・行政提案コース]

船穂ならではの環境とつながりを活かし、地域の人材を巻き込んで展開する計画である。担当課の「船穂を活性化させたい」という熱意も十分に伝わった。他方、団体のスタッフ数に対して活動計画が多く、協力者を得るとしても、6人で11のイベントを円滑に運営できるのだろうかと不安がある。また、屋外のイベントには必ず、トイレと駐車場、人の誘導の問題が伴う。人員の配置などに留意し、トラブルを未然に防ぐ対策をしていただきたい。四季折々のイベントが計画されており、参加者のリピートも期待できる事業である。団体ならではの地域のネットワークが活かされた、地域おこしのモデル事業となることを期待する。

### ハ~トフルスポ~ツの集い

[協働・市民提案コース]

障がい者のスポーツという,環境がまだ十分に整っていない分野に取り組んでいることは社会的に価値がある。団体の活動も市内にとざまらず,社会から広く求められているものと認められる。一方で,中間報告書を見ると平成28年度の成果が60点と低く,団体と担当課との連携がとれていないことが要因ではと疑われる記述が目立つ。この事業は,家庭にいる障がい者の参加を目指すなど,難度の高い課題に取り組む事業である。対話を十分に重ね,お互いが相手方に過度に依存することなく,対等な立場で能力を発揮しながら課題解決に取り組んでいただきたい。

### <u>あそびの広場事業(キッズいとでんわ)とまなびの広場事業(学習支援いとでんわ)</u>

[自主事業コース]

ひとり親家庭の子どもや親が安心して暮らせる環境づくりを,様々な分野の専門家と連携して行っている。保育や教育を学んでいる大学生ボランティアにも,しっかりとした学習機会を提供しながら実施しており,質のよいサービスを提供しているものと理解できる。ただ,事業計画を見ると,すでに実施している事業と現在の利用者の現状維持の要素が強くみられ,補助金の活用が,より多くの市民に利益が及ぶことに繋がるのか疑問である。団体のメンバーや,現在行っている事業の組み立てはしっかりした印象であるので,対象範囲の拡大や,新たな展開を期待する。

#### 重度心身障害者へのレクレーション活動の提供サービス

[自主事業コース]

外出等が困難な重度障がい者のもとに訪問し、余暇活動を提供しようとの提案には共感できる。また、学生を巻き込むことで教育効果も狙うなど、視点は良いと思われる。一方で、学生がサービスの提供主体となることにより、送り出す学校側にリスクがあるのではないかとか、学生の特技の披露が、重度障がい者の喜びに直結するのかどうかなど、事業の実現可能性や効果などに不安を感じる。まずは、いきなり学生というのではなく、団体メンバーなどが試行を重ね、一定のノウハウを得た上で、福祉の専門家の指導も受けながら、段階的に学生を送り込む手順を踏んで実施していただきたい。

# 倉敷市市民企画提案事業審議会委員名簿(第6期)

平成28年12月26日現在

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
氏 名(敬称略)	所属等
<sup>いぎ なおき</sup> 猪木 直樹	玉島みなと若旦那会
石田 麻衣	太陽綜合法律事務所 弁護士
いとう みきえ 伊東 美佐江	川崎医療福祉大学 医療福祉学部保健看護学科 教授
abo Tab <b>岡野 照美</b>	岡田地区まちづくり推進協議会 事務局員 元 協働の指針検討委員会委員
かわさき しんご 川 <b>崎 信吾</b>	玉島信用金庫 常務理事 
きど けいこ 木戸 啓子	自敷市立短期大学 保育学科 准教授 
こばやし めぐみ 小林 恵	ひまわりの会 会長
しんみょう としき 新名 俊樹	くらしき作陽大学 音楽学部音楽学科長 准教授
<sup>すやま たかやす</sup> 須山 <b>恭安</b>	NPO法人倉koi実行委員会 代表理事
ましだ みつひろ 吉田 <b>光宏</b>	岡山県備中県民局 地域づくり推進課 課長

5 0 音順

倉敷市市民企画提案事業審議会 会 長 猪 木 直 樹 様

#### 倉敷市市民企画提案事業について(諮問)

倉敷市市民企画提案事業実施要綱(平成18年11月21日施行)第7条第2項の規定に基づき,次の倉敷市市民企画提案事業の採択に係る審査について諮問します。

平成29年1月16日

倉敷市長 伊東香織

記

1 平成29年度申込事業の採択審査ハ~トフルスポ~ツの集い 外15件

#### 倉敷市市民企画提案事業実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、自主自立した市民公益活動が多様に展開され、もって市民参加や協働によるまちづくりを推進するため、市民公益活動をしようとする団体が提案する事業(以下「提案事業」という。)に補助金を交付するものとし、その申請、選定及び補助金交付等に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### (提案事業の部門)

- 第2条 提案事業は,次に掲げる部門で構成し,各部門の補助の目的は別表に定めるところによる。
- (1) 自主事業部門(自主事業コース)
- (2) 協働事業部門
  - ア 市民提案コース
  - イ 行政提案コース

#### (申込団体)

- 第3条 申込みできる市民活動団体は,次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 本市内に活動拠点を有する団体
- (2) 組織運営等に関する規則,会則等が定められている団体
- (3) 提案時において,次のいずれかに該当する5人以上で構成している団体。
  - ア 本市内に住所を有する者
  - イ 本市内に勤務する者
  - ウ 本市内の高校,短大,大学その他の各種学校等に在学している者
- (4) 別表に定める要件に適合する団体
- 2 第1項の規定にかかわらず,次の各号のいずれかに該当する団体は,申し込みできないものとする。
- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を 含む。)又は政党等を推薦し,若しくはこれらに反対することを目的とする団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が支配人,無限責任社員,取締役,監査役若しくはこれらに準

ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号) 第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体 (対象となる提案事業)
- 第4条 提案事業は,次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。
- (1) 提案団体が実施主体となる事業
- (2) 単年度で完結する事業
- (3) 本市又は本市の外郭団体の補助を受けない事業
- (4) 原則として本市内で実施される事業
- (5) 協働事業部門は,本市が実施中又は実施予定としている事業と重複しない事業
- 2 前項の規定にかかわらず,次の各号のいずれかに該当する事業は提案事業の対象としない。
- (1) 施設等の整備(不動産の取得を含む。)を主眼とする事業
- (2) 個人給付等の補助的制度に関する事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 宗教上の教義,信者の教化育成等に係る事業
- (5) 政治上の主義の推進,支持,反対等の主張又は表明に係る事業

(提案事業の公募)

- 第5条 市長は,提案事業を期間を定めて募集するものとする。
- 2 市長は,応募要領を定めて公表するものとする。
- 3 前項の応募要領には、審査の方法及び基準を記載するものとする。

(申込方法)

- 第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体(以下「提案団体」という。)は, 所定の申込書に次に掲げる書類を添えて,市長に申し込まなければならない。
- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 提案団体概要書
- (4) 前各号に掲げるもののほか,市長が必要と認める書類
- 2 提案団体は,同一の募集期間内において1事業のみ申し込みできるものとする。
- 3 協働事業部門への申し込みにおいては、提案団体は、協働の相手方となる市の担当課(以

下「市担当課」という。)と提案事業の内容について,事前に合意しておくものとする。

(提案事業の選考及び通知)

- 第7条 市長は,前条第1項の規定による申込書類の提出を受けた提案事業について,第5条 第3項の規定による方法等により審査するものとする。
- 2 前項の審査にあたっては,市長が倉敷市市民企画提案事業審議会(以下「審議会」という。
  )に諮問するものとする。
- 3 市長は,審議会の答申を踏まえ,適当と認める提案事業(以下「採択事業」という。)を 選考し,選考結果を当該提案団体に通知するものとする。
- 4 市長は,採択事業の概要及び選定理由を公表するものとする。

(経費の補助)

- 第8条 市長は、別表に定めるところにより、採択事業の実施に要する経費について、補助金 を交付することができる。
- 2 同一団体に対する補助金の交付は,各コース合わせて5年までとする。

(対象経費)

第9条 補助金の交付の対象とする経費は市長が別に定める。

(採択事業の具体化と進行管理)

- 第10条 第7条第3項の規定により採択事業として通知を受けた提案団体(以下「実施団体」という。)及び市長は、それぞれの役割分担及び事業内容を明確にした協定書を締結する ものとする。ただし、自主事業コースの実施団体についてはこの限りではない。
- 2 協働事業部門の実施団体及び市長は、協定書に則り、採択事業の実施及び進行管理を行うものとする。
- 3 市長は,進行状況並びに実施結果について,適時に公表するものとする。

(採択事業の変更)

- 第11条 実施団体は,次の各号のいずれかに該当するときは事業計画変更協議書を提出し, あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし,軽微なものについては,この限り でない。
- (1) 採択事業に要する経費の配分を変更しようとするとき
- (2) 採択事業の内容を変更しようとするとき
- (3) その他申請に係る事項の変更をしようとするとき
- 2 市長は、実施団体から前項の申し入れがあったときは、直ちに実施団体と協議を行い、措 置を決定し、通知するものとする。

(採択事業の中止等)

- 第12条 実施団体は,採択事業を中止し,又は廃止しようとするときは事業中止・廃止届を 市長に提出するものとする。
- 2 市長は,実施団体から前項の届出があったときは,直ちに採択事業の中止・廃止に伴う補助金の返還を命ずるなど措置を決定し,通知するものとする。

(事業報告書)

- 第13条 実施団体は,採択事業が終了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書としてとりまとめ,市長に報告しなければならない。ただし,やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。 (報告会等)
- 第14条 市長は、中間ヒアリング及び事業実施報告会(以下「報告会等」という。)を開催 するものとする。
- 2 実施団体は,市長が報告会等を開催するときは,主体的に参加しなければならない。 (採択事業の評価等)
- 第15条 採択事業の事業評価にあたっては,市長が審議会に諮問するものとする。
- 2 市長は、審議会から事業評価の答申があったときは、必要な措置を講ずるものとする。 (事務局)
- 第16条 事務局は,市民活動推進課に置く。
- 2 事務局は,次の事務を所掌する。
- (1)第一次審査となる書類審査に関すること。
- (2) 円滑な事業実施への連絡や調整に関すること。
- 3 審査の公平・公正を期するため,市民活動推進課は,第6条第3項に規定する市担当課から除く。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第17条 実施団体は,補助金に係る帳簿及び証拠書類を,事業完了後5年間保存しなければ ならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は,市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は,平成18年11月21日から施行する。

#### (経過措置)

2 この要綱の施行の日前に,協定書を締結した採択事業については,なお従前の例による。

附 則

この要綱は,平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は,平成20年5月19日から施行する。

附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 平成20年度又は平成21年度に新たに実施した採択事業のうち,引き続き平成22年 度以降に採択を受けて実施する採択事業の補助率及び補助額については,なお従前の例に よる。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は,平成25年10月11日から施行する。

別表(第2,3,8条関係)

部門	自主事業部門	協働事業部門						
コース	自主事業コース	市民提案コース (団体の企画提案)	行政提案コース (市がテーマを提示し団 体が企画提案)					
補助の目的	自主活動を充実・発展させるための補助	団体と市が協働という手法で実施することで,より 効果的になり市民サービスの向上につながる事業を 実施するための補助						
補助率	対象経費の90%以内	対象経費の75%以内	対象経費の100%以内					
補助の上限	3 0 万円	5 0 万円						
応募要件	申込日現在で1年以上の 活動実績がある団体	自主事業コースで1年以上 の実績がある団体,又は同 等の実績がある団体	申込日現在で1年以上の活 動実績がある団体					
補助年数	3年以内	3 年以内	3年以内					

交付額は千円単位(千円未満切捨て)とする。